

第5章 施設整備計画図と整備個所整理表

施設整備計画図

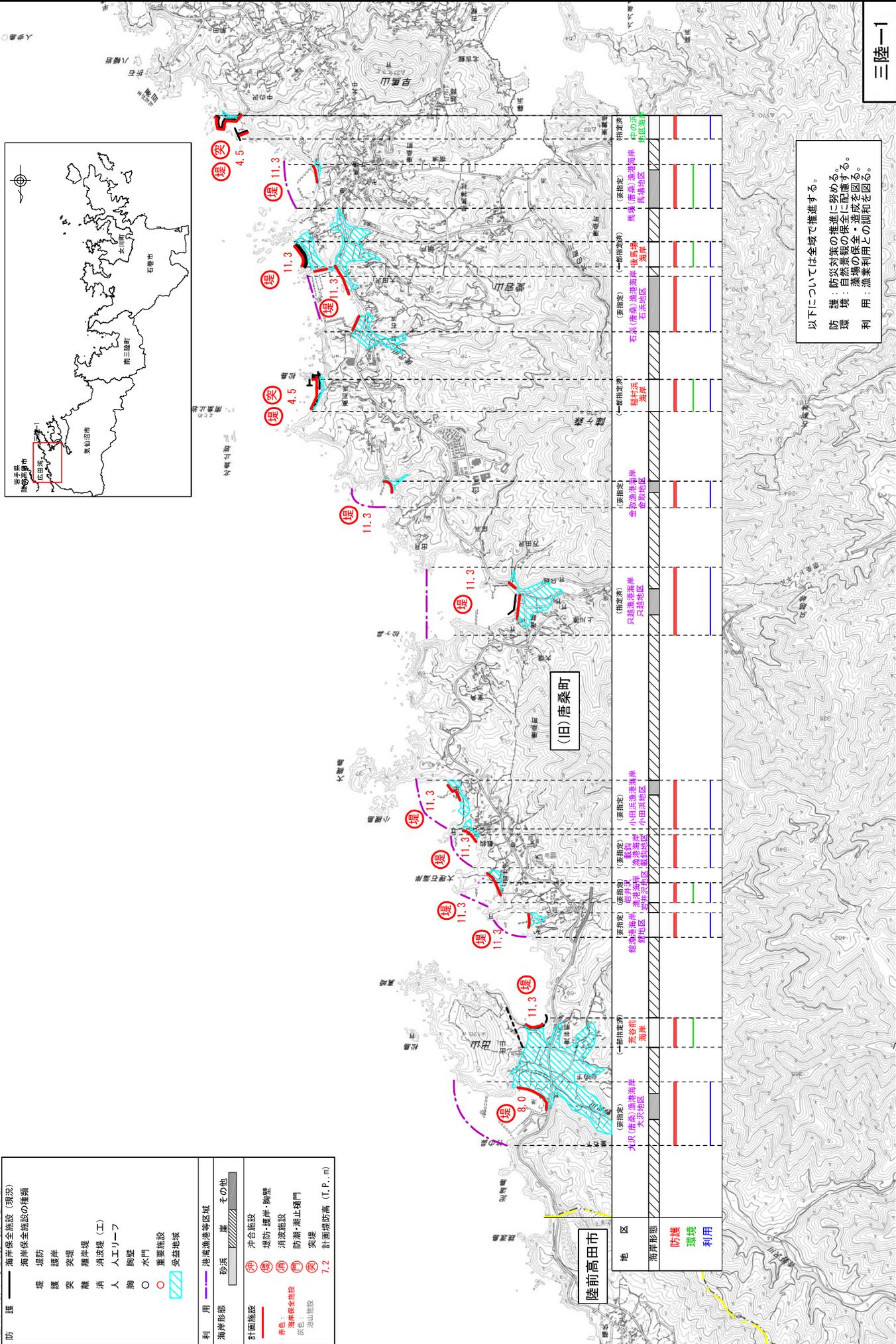
沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県気仙沼市

S=1:25,000



防 護	—— 海岸保全施設（現況）
	堤 堰防 護
	突 堤防 護
	消 波堤防 護
	人 工工 防 護
	胸 壁 防 護
	水 門 防 護
	○ 重要施設
	○ 受益地域
利 用	—— 港湾漁港等区域
海岸形態	砂浜 崖 その他
計画施設	沖合施設
	堤防・護岸・胸壁
	消波施設
	防溺・潮止樋門
	突堤
	7.2 計画堤防高 (I.P.m)
備考	海岸保全施設
所色	治山施設



以下については全域で推進する。
防 護：防災対策の推進に努める。
防 護：自然環境の保全に配慮する。
環 境：漁業の健全・持続的発展を図る。
利 用：漁業利用との調和を図る。

三陸一

整備箇所整理表【三陸一】

市町村名	二丁目名	海岸保全区域指定状況	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ・基準面TP)		3. 海岸で特に必要な観測点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
						旧計画高 (現況施設)	計画堤防高 津波・高潮	侵害 計画標準高 整備施設名	津波 津波 基準					
		○	水沢(傍政)漁港海岸 大沢地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が畑田される予定。背後に国道45号が走る。漁業集積防犯機能強化事業による背後地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	(-)	8.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 胸壁 L=222m	●漁港施設の利用に配慮する。 ●港湾の保全に努める。	●県河川堤防へ接続する取立てであり、堤防前面の漁港施設へ農越道路を利用したアクセスが考えられるため、利用への安全に配慮し、日常監視や臨時点検に際しては、特に構造物のクランプや地盤に留意する。 ●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	荒谷前海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	津波海岸であり、前面に農家が分布している。背後の農家は畑田しており、新たな堤防の整備が必要。	5.90 (5.90)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に配慮する。	堤防 L=217m	●港湾の保全に努める。	●材料場であり、前面の堤防へのアクセスが考えられるため、利用への安全に配慮し、日常監視や臨時点検に際しては、特に構造物のクランプや地盤及び管渠の埋戻しに留意する。 ●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	船漁海岸 船地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が分布する。新たな堤防整備が必要。	4.02 (-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 L=100m	●漁港施設の利用に配慮する。	●取立てであり、前面の砂浜及び港施設の利用に伴い、構造物の維持や地盤の崩壊に起因する支保脚等に留意する。また、内水排水の確保のため、吐口フリップゲートの稼働及び管渠の埋戻しに留意する。 ●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	岩井津漁海岸 岩井沢地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が分布する。代表的な農耕地である大津田海岸に近接する。地盤水面は農家が存在する。新たな堤防整備が必要。	4.02 (-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 L=120m	●港湾の保全に努める。 ●自衛隊の安全に努める。 ●漁港施設の利用に配慮する。	●取立てであり、堤防前面の大津田海岸への観光及び漁港施設利用への安全に配慮し、日常監視、臨時点検に際しては、特に付属施設(防波堤)の劣化に留意する。また、内水排水の確保のため、吐口フリップゲートの稼働及び管渠の埋戻しに留意する。 ●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	船釣漁海岸 船釣地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が分布する。新たな堤防整備が必要。	(-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 L=100m	●漁港施設の利用に配慮する。	●取立てであり、海産物の利用に伴い、構造物(碇石)と、堤防前面のフリップゲートと、堤防前面の護岸を利用する。また、内水排水の確保のため、吐口フリップゲートの稼働及び管渠の埋戻しに留意する。 ●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	小田浜漁海岸 小田浜地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に農家が分布する。新たな堤防整備が必要。	(-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 L=50m	●漁港施設の利用に配慮する。	●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	只崎漁海岸 只崎地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後は農地を挟んで集落が復旧される予定。海岸中部には砂浜が露出し、柱状地盤がある。漁業による背後地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	6.12 (6.12)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 L=232m	●漁港施設の利用に配慮する。	●県河川堤防へ接続する取立てであり、堤防前面の漁港施設へ農越道路を利用したアクセスが考えられるため、利用への安全に配慮し、日常監視や臨時点検に際しては、特に構造物のクランプや地盤及び管渠の埋戻しに留意する。また、内水排水の確保のため、吐口フリップゲートの稼働及び管渠の埋戻しに留意する。 ●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	金取漁海岸 金取地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港である。漁港施設が存在する。新たな堤防整備が必要。	(-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 L=50m	●漁港施設の利用に配慮する。	●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	稲村漁海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	背後は海岸への流入路となっており、その背後は崖地。鉄線がある。漁業による背後地利用計画と併せて新たな堤防整備が必要。	4.50 (4.90)	-	4.50 突堤	●農家の安全に努める。 ●近接する漁業施設を有する施設との役割分担に配慮する。	●農家の安全に努める。 ●近接する漁業施設を有する施設との役割分担に配慮する。	堤防 L=192m 胸壁 L=56m 突堤 L=123m	●港湾の保全に努める。 ●自衛隊の安全に努める。 ●漁港施設の利用に配慮する。	●漁港利用されている漁港であり、臨時点検を行う。また、日産物の搬入・搬出に際しては、特に構造物のクランプや地盤に留意する。また、内水排水の確保のため、吐口フリップゲートの稼働及び管渠の埋戻しに留意する。 ●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		○	石浜(傍政)漁海岸 石浜地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後は農地を挟んでその背後に集落が位置する。一部が砂浜となっており、海水浴に利用されている。新たな堤防整備が必要。	6.12 (-)	11.30	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	堤防 L=400m	●漁港施設の利用に配慮する。	●県河川堤防へ接続する取立てであり、堤防前面の砂浜や漁港・水産施設へ農越道路及び臨時利用したアクセスが考えられるため、利用への安全に配慮し、日常監視や臨時点検に際しては、特に構造物のクランプや地盤及び管渠の埋戻しに留意する。また、内水排水の確保のため、吐口フリップゲートの稼働及び管渠の埋戻しに留意する。 ●日常点検、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

整備箇所整理表【三陸一1】

市町村名	海岸保全区域指定	海岸名 (地名、字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1.海岸の特性	2.防風水準 (堤防等の高さ、基準面TP)		3.海岸で特に必要な観 点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					堤防 計画 高さ (現状施設)	堤防 計画 高さ (基準面TP)	浸食 計画 高さ 整備施設名	津波 浸食 基準	防風 基準					
気仙沼市 (旧宮城郡)	○	後馬場海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	磯浜海岸であり、地域住民に利用されている。背後地には農地、家屋が分布し、被災した農地及び一部家屋は復旧しており、新たな堤防の整備が必要。	6.10 (6.10)	11.30	-	●	●	●	●	●	●	●
	○	馬場(津森)浦港海岸 馬場地区	水産庁 (宮城県)	漁港施設が存在する。戦後に被害が分布する。一部が砂浜となっており、海水浴に利用されている。新たな堤防の整備が必要。	- (-)	11.30	-	●	●	●	●	●	●	●
	○	中の浜地区海岸	鹿野振興局 (宮城県)	背後地は農地が主であり、新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	-	4.50 実現	●	●	●	●	●	●	●

環境：
● 特別に配慮が必要
● 一般的に配慮が必要
○ 環境対応
◎ 環境対応
△ 保守点検等
□ 利用対応

防風対応：● 津波対策、○ 浸食などの海岸保全対策、
△ 保守点検等
環境対応：◎
利用対応：□

(1/18)

施設整備計画図

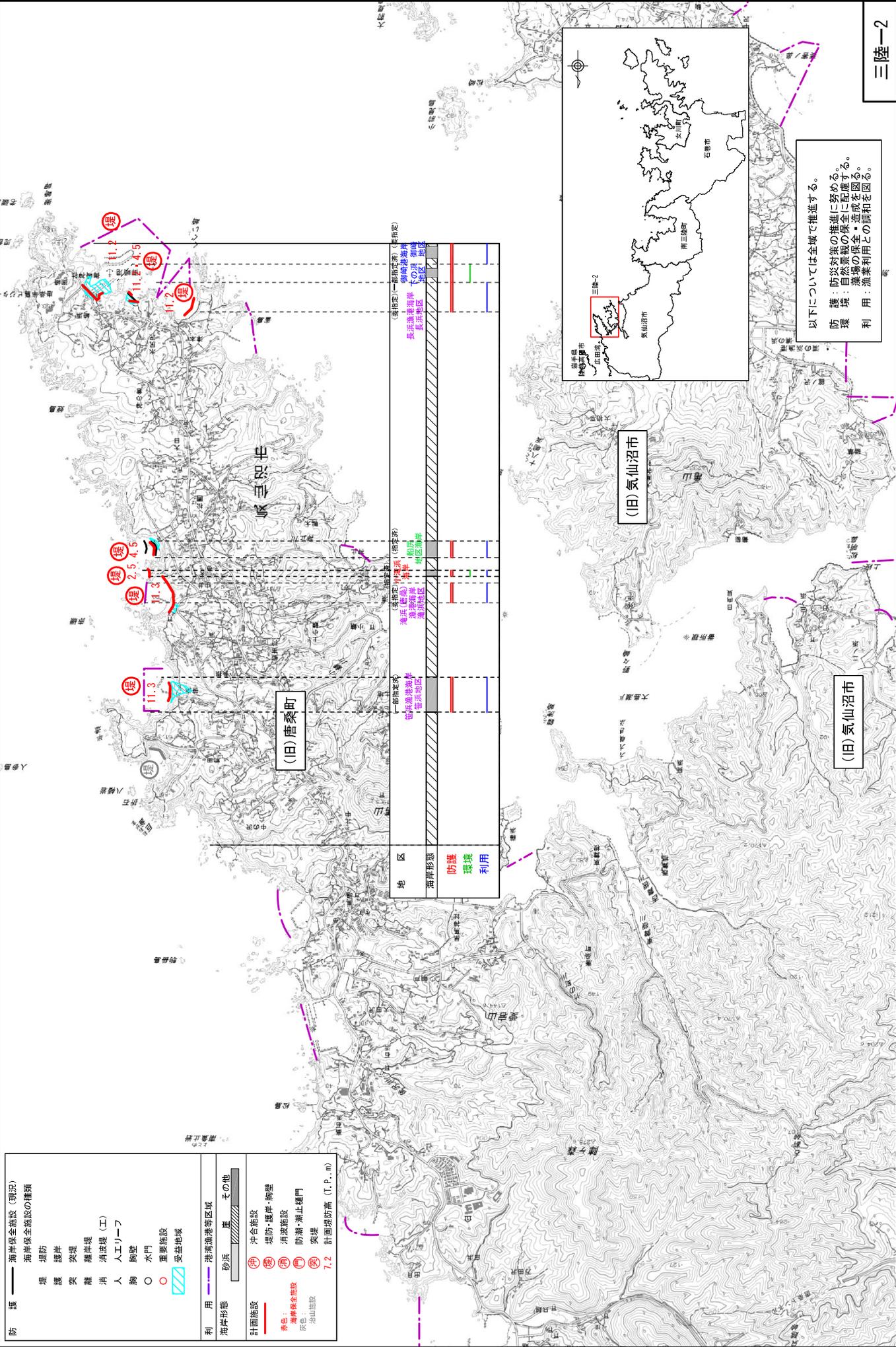
沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県気仙沼市

S=1:25,000
0 500 1000 (m)



防 護	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設 (現況) 海岸保全施設の種別 堤 防 護 岸 突 堤 離岸堤 (工) 消 波 堤 人工リーフ 胸 壁 水 門 重要施設 受益地域
利 用	<ul style="list-style-type: none"> 港灣漁港等区域 砂浜 崖 その他
計 画 施 設	<ul style="list-style-type: none"> 沖合施設 堤防・護岸・胸壁 消波施設 防潮・潮止部門 突堤 計画堤防高 (I.P.m)
注 意	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設 防山施設



以下については全域で推進する。
 防 護：防災対策の推進に努める。
 防 護：自然環境の保全に配慮する。
 防 護：漁業の保全・回復を図る。
 利 用：漁業利用との調和を図る。

三陸一2

整備箇所整理表【三陸一2】

市町村名	海岸線全区域指定区域	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性		2. 防波・高潮・波浪 (堤防岸・堤防・津波・高潮)		3. 海岸で特に必要な観測点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
				旧計画高 (現況施設)	計画防波高 (計画施設)	津波・高潮・波浪 (現況)	津波・高潮・波浪 (計画)	防波	侵食					
宮城県 東部	○	磐城浜海岸 (磐城地区)	水産庁 (気仙沼市)	背後地の家屋は高台にあり、原則半分は瓦葺浜を利用した結構とされている。北側半分は崖海岸で、防波堤が無く崖下の侵食がみられる。南側背後地は、農地・家屋が分布する。新たな堤防整備が必要。	6.12 (-)	11.30	-	津波・高潮・波浪 ●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+11.30mの堤防を整備する。	堤防 L=10m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		滝浜(陸奥)海岸 (滝浜地区)	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に集落地が分布する。新たな堤防整備が必要。	-	11.30	-	津波・高潮・波浪 ●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+11.30mの堤防を整備する。	堤防 L=60m	・漁港施設の利用に配慮する。	・背後に集落地がある面立であり、前面の漁港施設の利用に特に留意する必要があるため、日常巡視や臨時点検に際しては、背後集落と一体的に行い、建造物の破損や浸水等に際しては、沿岸の建物等に特に留意する。また、内水排水のため、日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		小浜浜海岸	水産庁 国土交通省 (宮城県)	海岸線に防波堤が広がっており、背後地は林地で遊歩道が整備され、展望台が設置されている。海岸部への接近は不可能な孤立崖海岸である。	2.50 (-)	-	2.50	津波・高潮・波浪 ●	●	○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う □遊歩道等の利用に配慮する。	天端高TP+2.50mの堤防を整備する。	堤防 L=200m	・海中遊歩道立公園(南側)内であり、岩礁自然景観の保全に配慮する。 ・遊歩道利用に係る安全性の維持に努める。	背後地に遊歩道、遊歩道が整備されているため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。
		松原地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地の岩石海岸。新たな堤防、船着き場の整備が必要。	4.50 (4.50)	-	4.50	津波・高潮・波浪 ●	●	○侵食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+4.50mの堤防を整備する。	堤防 L=28m	・漁業等との調和に配慮する。	・観音堂があるため、日常巡視においては、備前・備前・備前、また、台風等による波浪の後は、備前及び船着きの状況、船内への飛散等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時閉鎖である。日常巡視に際しては、臨時閉鎖における交通物等に留意する。
宮城県 西部	○	御崎海岸 (下の浜地区)	御崎港に隣接する崖海岸で、背後地は農地、林地、家屋が密集している。新たな堤防整備が必要。	4.50 (4.50)	11.20	4.50	津波・高潮・波浪 ●	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊歩道等の利用に配慮する。 ◎岩礁自然景観の保全に留意する。	天端高TP+4.50m、+11.20mの堤防を整備する。	堤防 L=62m(TP+4.5m) 堤防 L=43m(TP+11.2m)	・岩礁自然景観の保全に配慮する。	・港内利用されている箇所であり、日常巡視や臨時点検に際しては、建造物の破損や利用者の安全に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		御崎海岸 (御崎地区)	御崎港に隣接する海岸で、背後に主要幹線が走り、幹線沿いに家屋が分布する。	-	11.20	-	津波・高潮・波浪 ●	●	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □港内利用との調整に配慮する。	天端高TP+11.20mの堤防を整備する。	堤防 L=20m	・港内施設の利用に配慮する。	・港内利用されている箇所であり、日常巡視や臨時点検に際しては、建造物の破損や利用者の安全に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
		長浜海岸 (長浜地区)	崖海岸である。漁港施設が存在する。新たな堤防整備が必要。	-	11.20	-	津波・高潮・波浪 ●	○	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。	天端高TP+11.20mの堤防を整備する。	堤防 L=50m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

環境に配慮が必要
△保守点検等
●一般の配慮が必要
○一般の配慮が必要
利用対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、
△防波対策、◎遊歩道等の利用に配慮する。

施設整備計画図

沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県気仙沼市

S=1:25,000
0 500 1000 (m)



防 護

- 海岸保全施設 (現況)
- 堤防
- 護岸
- 突堤
- 離岸堤
- 消波堤 (工)
- 人工リーフ
- 胸壁
- 水門
- 重要施設
- 受益地域

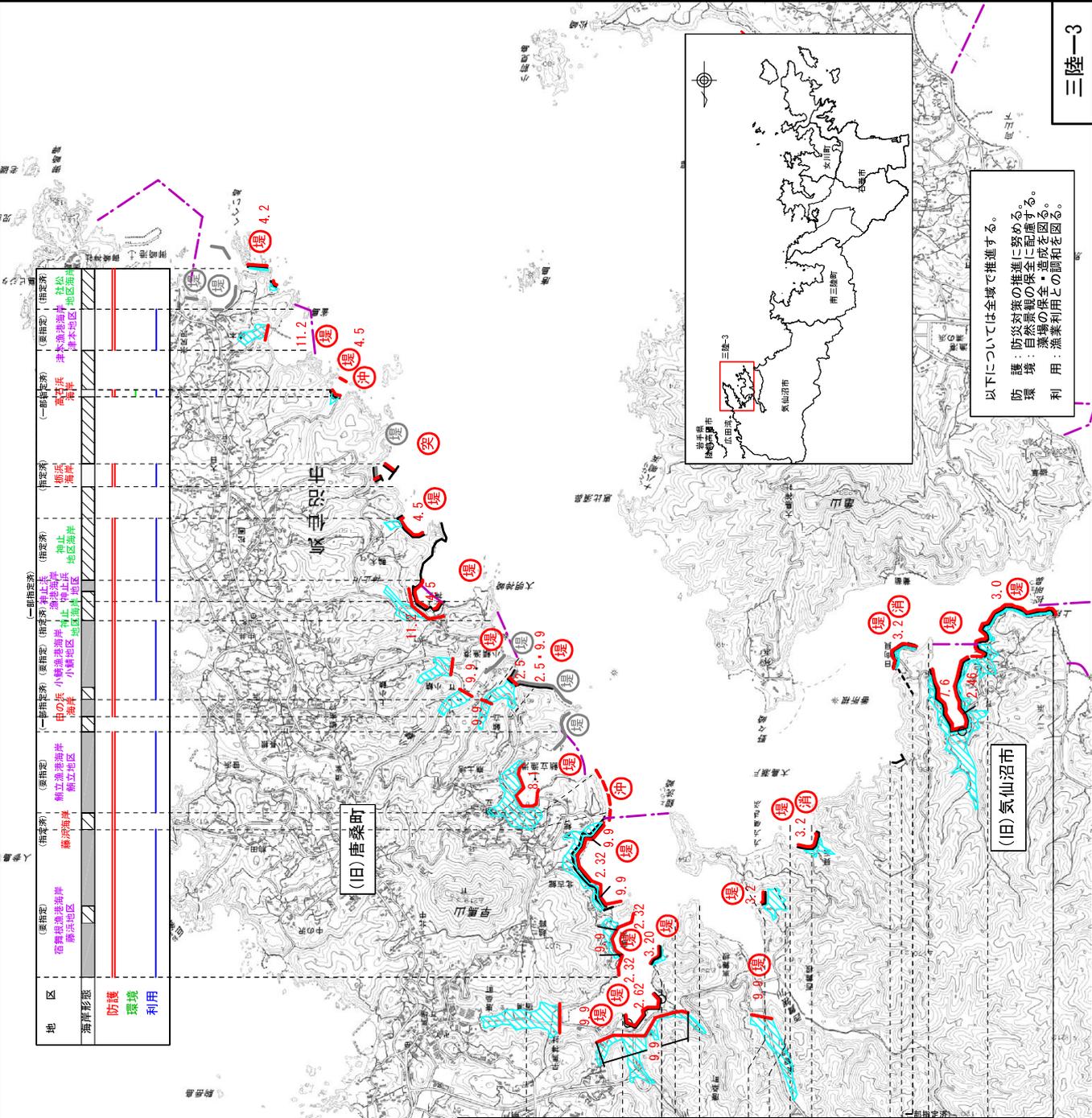
利 用

- 港漁漁港等区域
- 砂浜
- その他

計画施設

- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防潮・潮止壁門
- 突堤

● 海岸保全施設
○ 防潮・潮止壁門
■ 突堤
▲ 計画堤防高 (I.P.M) 7.2



地区	(指定)	(指定)	(一部指定)	(一部指定)	(一部指定)	(一部指定)	(一部指定)	(一部指定)	(一部指定)
海岸形態	宿賀根漁港海岸 舞根地区	麻沼海岸 新立地区	中の浜 小崎地区	神止 地区	高浜 海岸	津本地区	社公 地区	津本地区	社公 地区
防護	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用	—	—	—	—	—	—	—	—	—

地区	(一部指定)	(一部指定)	(指定)	(指定)	(一部指定)	(指定)	(指定)
海岸形態	宿賀根漁港海岸 (指定)	舞根地区 奥吉浜地区	舞根地区 西舞根具浜地区	西舞根具浜海岸	上吉浜 地区海岸	日向民 海岸	鶴ヶ浦漁港海岸 鶴ヶ浦地区
防護	—	—	—	—	—	—	—
環境	—	—	—	—	—	—	—
利用	—	—	—	—	—	—	—

以下については全域で推進する。
 防護: 防災対策の推進に努める。
 防護: 自然環境の保全に配慮する。
 環境: 漁業の保全・適正を図る。
 利用: 漁業利用との調和を図る。

三陸一3

整備箇所整理表【三陸一3】

市町村名	海岸線全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防波水準 (堤防等の高さ・基準面(T.P.))			3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪(現況)	旧計画高(現況)	計画高(現況)	調査年度	調査年度	調査年度					
宮城県 仙台市 青葉区 区役所(1)	○	社地区海岸	農林振興局(宮城県)	磯浜海岸で、現状は単地が主である。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) 4.20 (4.20)	計画高(現況) 4.20	調査年度 4.20	防波	津波	高潮	○低食に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+4.20mの堤防を整備する。	護岸 L=150m	・低食海岸であるため、日常巡視においては、優良状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や磯浜の状況等の観察を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・堤防は常時閉鎖しては、閉鎖の期間における変更事項等に留意する。	
	○	海老浜海岸 海老地区	水産庁(気仙沼市)	一部磯浜を有する海岸で、地先水面には養殖が存在する。背後には集落が僅かに存在する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) 5.10 (-)	計画高(現況) 11.20	調査年度 -	防波	津波	高潮	○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+11.20mの堤防を整備する。	堤防 L=80m	・地先水面の砂浜及び磯浜施設へ、養殖漁業の拡大を図るため、利用者の安全に配慮し、天端高TP+11.20mの堤防を整備する。 ・津波・高潮等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	高石浜海岸	水産庁(宮城県)	磯浜海岸で、前面に養殖が広がり、背後は農地と畑、高潮時に養殖を有する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) 4.50 (4.50)	計画高(現況) 4.50	調査年度 -	防波	津波	高潮	○低食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+4.50mの堤防を整備する。	護岸 L=51m 磯浜 L=60m 側岸堤 L=60m	・優良な状況であるため、日常巡視においては、優良状況に留意する。また、台風等による波浪の際は、突堤の状況等の観察を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	柳浜海岸	水産庁(宮城県)	磯浜に指定された、磯浜。土質の海岸で、土質の劣化が著しい。背後には集落が存在する。背後には養殖が広がり、高潮時に養殖を有する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) -	計画高(現況) -	調査年度 -	防波	津波	高潮	○低食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	突堤	突堤 L=1000m	・優良な状況であるため、日常巡視においては、優良状況に留意する。また、台風等による波浪の際は、突堤の状況等の観察を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	神止地区海岸	農林振興局(宮城県)	背後は農地が主である。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) 4.50 (4.50)	計画高(現況) 4.50	調査年度 -	防波	津波	高潮	○低食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+4.50mの堤防を整備する。	護岸 L=74m	・優良な状況であるため、日常巡視においては、優良状況に留意する。また、台風等による波浪の際は、護岸の状況等の観察を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	神止浜海岸 神止浜地区	水産庁(気仙沼市)	海岸が中心で小規模に漁業施設が存在し、背後に集落が分布する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) 4.50 (4.50)	計画高(現況) 11.20	調査年度 -	防波	津波	高潮	○低食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+4.50mの堤防を整備する。	護岸 L=55m(T.P.+4.50m) 磯浜 L=25m(T.P.+11.20m)	・優良な状況であるため、日常巡視においては、優良状況に留意する。また、台風等による波浪の際は、護岸の状況等の観察を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	小瀬海岸 小瀬地区	水産庁(宮城県)	中規模の漁港で道路を挟んで集落が存在している。背後には集落が分布する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) 3.62 (-)	計画高(現況) 9.90	調査年度 -	防波	津波	高潮	○低食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+9.90mの堤防を整備する。	護岸 L=300m	・優良な状況であるため、日常巡視においては、優良状況に留意する。また、台風等による波浪の際は、護岸の状況等の観察を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	田の浜海岸	水産庁(宮城県)	海岸に指定された(小石)浜で、背後には漁業作業場が分布する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) 2.50 (2.50)	計画高(現況) 9.90	調査年度 -	防波	津波	高潮	○低食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+2.50m、9.90mの堤防を整備する。	護岸 L=80m(T.P.+2.50m) 堤防 L=78m(T.P.+9.90m)	・優良な状況であるため、日常巡視においては、優良状況に留意する。また、台風等による波浪の際は、護岸の状況等の観察を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	鶴立海岸 鶴立地区	水産庁(宮城県)	中規模の漁港で道路を挟んで集落が存在している。背後には集落が分布する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) 2.42 (2.42)	計画高(現況) 8.10	調査年度 -	防波	津波	高潮	○低食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+8.10mの堤防を整備する。	護岸 L=80m	・優良な状況であるため、日常巡視においては、優良状況に留意する。また、台風等による波浪の際は、護岸の状況等の観察を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
	○	宿禰海岸 藤浜地区	水産庁(宮城県)	地先水面は養殖利用がなされている。背後には集落が分布する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪(現況) 2.32 (2.32)	計画高(現況) 9.90	調査年度 -	防波	津波	高潮	○低食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+2.32m、9.90mの堤防を整備する。	護岸 L=72m(T.P.+2.32m) 堤防 L=50m(T.P.+9.90m)	・優良な状況であるため、日常巡視においては、優良状況に留意する。また、台風等による波浪の際は、護岸の状況等の観察を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

整備箇所整理表【三陸一3】

市町村名	海岸名 (地名・字名や一般的な呼称)	管轄 (管理者)	1. 海岸の特性		2. 防備水準 (堤防等の高さ・基準面(T.P.))		3. 海岸で特に必要な観測点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
			津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境					
宮城県 気仙沼市	宿舞根海岸 (宿舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	—	—	—	・傾斜堤で日常通行している乗り降り、道路であるため、前面への道路アセス利用者の安全に配慮し、日常巡視や臨時点検に留意する。特に構造物のクラック、破損に留意する。また、内水排除のため、吐口フラスグーターの稼働及び管渠の点検に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	宿舞根海岸 (美吉浜地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	2.62 (2.62)	9.90	2.62	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	宿舞根海岸 (美吉浜地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.20 (3.20)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	宿舞根海岸 (舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.20 (3.20)	9.90	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	宿舞根海岸 (宿舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.20 (3.20)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	宿舞根海岸 (宿舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.20 (3.20)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	宿舞根海岸 (宿舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.20 (3.20)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	宿舞根海岸 (宿舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.20 (3.20)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	宿舞根海岸 (宿舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.20 (3.20)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	宿舞根海岸 (宿舞根地区)	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.20 (3.20)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
宮城県 気仙沼市	よさ野地区海岸	農林振興局 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	— (3.20)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	日向良海岸	水産庁 国土交通省 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.20 (3.20)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
	鶴ヶ浦地区海岸	水産庁 (気仙沼市)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	2.46 (2.46)	7.60	2.46	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。
宮城県 気仙沼市	鶴ヶ浦地区海岸	農林振興局 (宮城県)	津波・高潮・波浪 (現況施設)	旧計画高 (現況施設)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画堤防高	侵害	防備	環境	利用	3.00 (3.00)	—	—	・津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○既食に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業の利用に配慮する。

注: 防備対応: ●津波対策、○既食などの海岸保全対策、
 ●有に配慮が必要 △既守点検等
 ○一般的な配慮が必要 ▲既守点検等
 □無対応: ◎

整備箇所整理表【三陸一4】

市町村名	海岸線 全区域	海岸名 (地名・字名や 一般的な呼称)	所管 (管理庁)	1. 海岸の特性	2. 防波・高潮・巨浪 (堤防等の高さ・基準面(TP))			3. 海岸で特に必要な観 点			4. 防災管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法		
					津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ)	津波・高潮 計画堤防高	津波・高潮 計画基準面(TP)	防波	津波・高潮	巨浪						環境	利用
					旧(現)施設高さ	計画堤防高	計画基準面(TP)	防波	津波・高潮	巨浪						環境	利用
宮城県 気仙沼市	○	気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	港務局 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 3.00 (3.00)	津波・高潮 計画堤防高 -	3.00	防波	○	津波・高潮・巨浪 計画基準面(TP) +7.20m	○飲食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+3.00mの堤岸を整備する。	護岸 L=466m	・直立堤で整備されていることから、日常巡視や臨時点検に際しては、堤防前面の侵食や堤体のクラックや崩壊、落下及び隣閉閉閉における支障物等に留意する。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
		気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	-	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
		気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	港務局 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	2.82	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
		気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	2.82	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
		気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	2.82	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
		気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	2.82	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
		気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	2.82	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
		気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	2.82	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
		気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	2.82	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
		気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	2.82	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
気仙沼港海岸 (現況・津波地区)	水産庁 (宮城県)	津波・高潮・巨浪 (現況施設高さ) 2.82 (2.82)	津波・高潮 計画堤防高 7.20	2.82	○	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、胸壁を整備する。	・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震の発生後の臨時点検及びUS年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									

施設整備計画図

沿岸名
三陸南

市町村名
宮城県気仙沼市

S=1:25,000



防 護

- 海岸保全施設 (現況)
- 海岸保全施設の種類
- 堤 防
- 突 堤
- 離岸堤 (工)
- 人 工リーフ
- 胸 壁
- 水 門
- 重要施設
- 受益地域

利 用

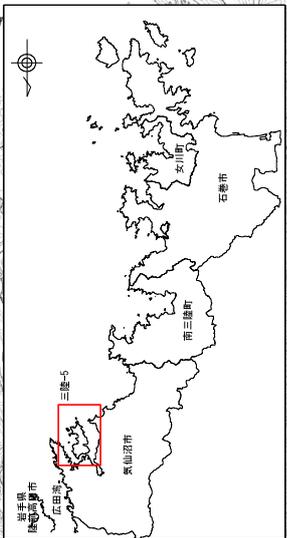
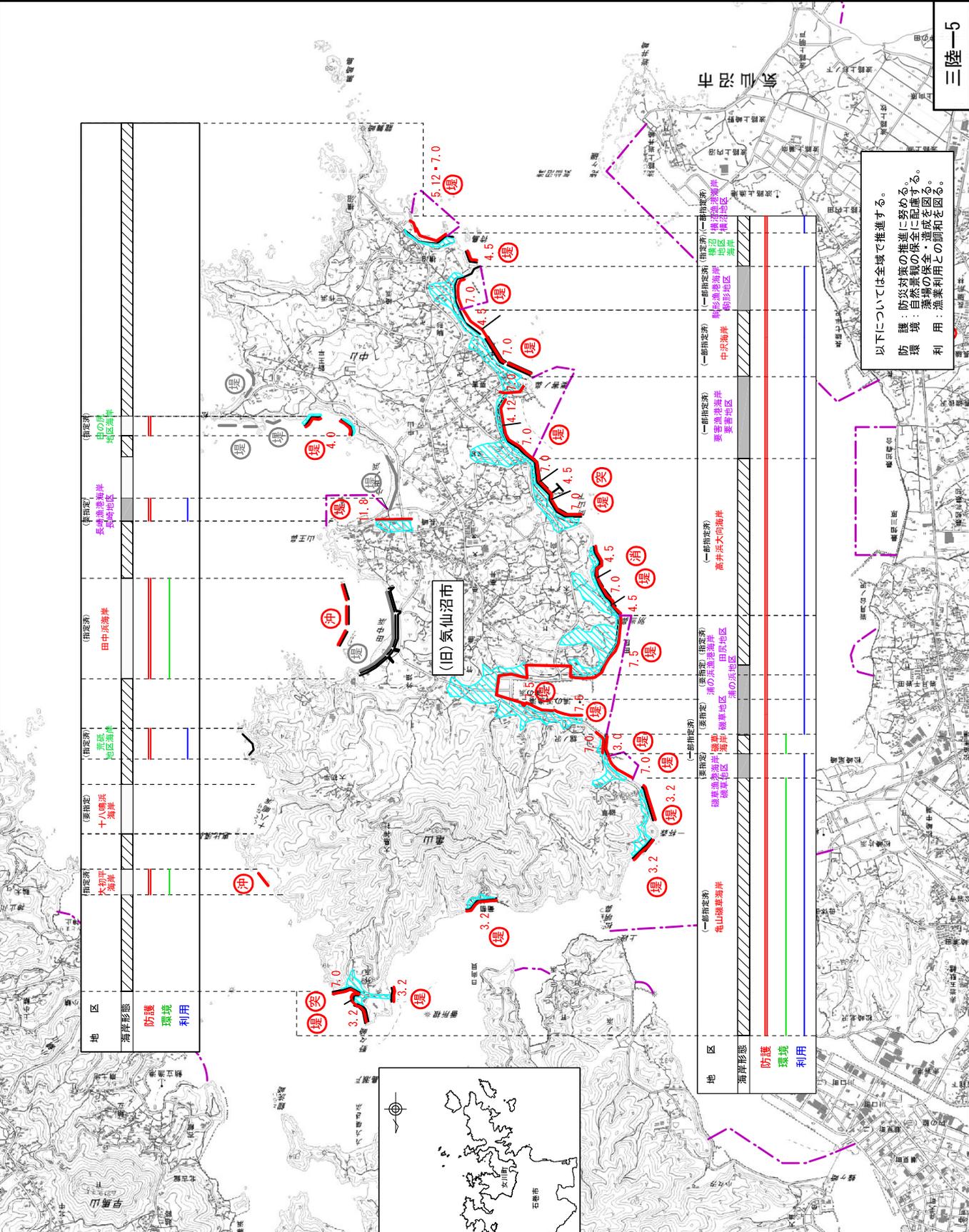
- 海岸形態
- 港湾漁港等区域
- 砂浜
- その他

計 画 施 設

- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防潮・潮止樋門
- 突堤
- 計画堤防高 (I.P.M.) 7.2

注 意

- 海岸保全施設
- 砂色
- 防山施設



以下については全域で推進する。
 防 護 防 災 策 の 推 進 を 努 め る。
 環 境 自 然 景 観 の 保 全 に 努 め る。
 利 用 漁 業 利 用 と の 調 和 を 図 る。

三陸一5

整備箇所整理表【三陸一5】

市町村名	海岸線 全区域	海岸名 (地域名・字名や 一般的な呼称)	管轄 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防波水準 (堤防等の高さ・高潮面TP)		3. 海岸で特に必要な観測点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の種類又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (現況施設設置)	旧計画高 (現況施設設置)	津波・高潮 計画堤防高	侵害 計画高潮面TP)					
大島郡 気仙沼市	○	磯巻漁港海岸 磯巻地区	水産庁 (気仙沼市)	磯巻(大島)に位置する。漁港施設が整備され、道路 を供出集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	2.52 (-)	2.52 (-)	2.52 (-)	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.00mの堤防 を整備する。	堤防 L=250m	・前面に消波施設があり、背後の真直と接続しているため、 日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	磯巻海岸	水産庁 (気仙沼市)	磯巻(大島)に位置する。漁港施設が整備され、道路 を供出集落が分布する。新たな堤防整備が必要。	3.00 (3.00)	3.00	3.00	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+3.00m、+7.00 の堤防を整備する。	堤防 L=139m(TP+3.00m) 堤防 L=124m(TP+7.00m)	・日常巡視(巡回)については、内水排除のため、吐口 の閉鎖による支障の発生を防止する。また、随時閉鎖 における支障物等の留意する。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	湖の浜漁港海岸 磯巻地区	水産庁 (宮城県)	湖の浜(大島)を結ぶ大島架橋に併う 道が新たに整備される。また、津波被害を免れた景 観が点在するため、隣接する建設海岸と併せて新設な 堤防整備が必要。	3.12 (-)	3.12	3.12	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.50mの堤防 を整備する。	堤防 L=1120m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	湖の浜漁港海岸 田尻地区	水産庁 (宮城県)	農民の重要な交通手段である湖島峠の架け橋と なる浮橋は応急工事等で復旧済み、大島の玄関口と しての地位を確保し、土壌利用に併せて防波堤 を整備する。	3.12 (-)	3.12	3.12	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.50mの堤防 を整備する。	堤防 L=500m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	湖の浜漁港海岸 田尻地区	水産庁 (宮城県)	背後は市道及び農地が復旧される予定。隣接する建 設海岸と併せて新設な堤防整備が必要。	3.12 (3.12)	3.12	3.12	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.50mの堤防 を整備する。	堤防 L=365m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	高井浜大向海岸	水産庁 (宮城県)	海岸線に接して集落が分布し、一部市道が走って いる。新設が整備されており、地先一面は公平等の 農地が点在している。高潮の発生による被害を防止 するため、復旧されているため、新たな堤防の整備 が必要。	4.50 (4.50)	4.50	4.50	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+4.50m、+7.00 mの堤防を整備する。 消波堤、突堤を整備する。	堤防 L=381m(TP+4.50m) 堤防 L=24m(TP+7.00m) 消波堤 L=194m 突堤 L=12 m	・漁業利用されている海岸であるため、利用者の安全に配 慮し、日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	裏巻漁港海岸 要害地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に集落が分布する。区画 の中央部は道となっている。新たな堤防が必要。	4.12 (4.12)	4.12	4.12	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+4.12m、+7.00 の堤防を整備する。	堤防 L=382m 堤防 L=385m 堤防 L=385m (TP+7.00m)	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	中沢海岸	水産庁 (宮城県)	道路を挟み、農地、集落が分布する。新設が整備さ れており、農地等に利用されている。家屋等は復旧 する予定であるため、新たな堤防の整備が必要。	4.50 (4.50)	4.50	4.50	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+4.50m、+7.00 mの堤防を整備する。	堤防 L=226m(TP+4.50m) 堤防 L=480m(TP+7.00m)	・漁業利用されている海岸であるため、利用者の安全に配 慮し、日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	駒形漁港海岸 駒形地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に集落が分布する。新設 な堤防整備が必要。	4.50 (4.50)	4.50	4.50	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+7.00mの堤 防を整備する。	堤防、胸壁 L=32m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	柳沼地区海岸	農林振興局 (西宮県)	海岸線に接して農地が利用されている。新たな堤防 の整備が必要。	4.50 (4.50)	4.50	4.50	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+4.50mの堤防 を整備する。	堤防 L=122m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視(巡回)については、随時閉鎖における支障物等 の留意する。	
	○	精治漁港海岸 柳沼地区	水産庁 (気仙沼市)	漁港施設が存在する。背後に集落が分布する。新設 な堤防整備が必要。	5.12 (5.12)	5.12	5.12	津波・高潮・波浪 高潮	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業の利用に配慮する。	天端高TP+5.12m、+7.00 の堤防を整備する。	堤防 L=250m 堤防 L=120m (TP+7.00m)	・特殊な地形、前面に消波施設があるため、利用者の安 全に配慮する。日常巡視や臨時点検に際しては、随時閉鎖 における支障物等や水排除のため、吐口閉鎖に際しては、 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

整備箇所整理表【三陸-5】

市町村名	海岸保全区画 指定区域	海岸名 (地域名・字名や 一般的な呼称)	所管 (管理者)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ・基準面(T.P.))		3. 海岸で特に必要な観測点		4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					津波・高潮・波浪 (現況)	旧計画高 (現況)	津波・高潮 (計画)	新計画高 (計画)					
大島西部	○	田の尻地区海岸	農林振興局 (宮城県)	防海岸で、林地残株み背後は農地である。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮・波浪 (現況)	4.00 (4.00)	4.00	防食	○防食に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高T.P.+4.00mの護岸を整備する。	護岸 L=281m		・保食海岸であるため、日常巡視においては、保食状況に留意する。また、台風等の波浪の際は、護岸の状況や堤固め工の稼働等に留意する。 ・日常巡視においては、保食状況に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	○	長崎港海岸 長崎地区	水産庁 (宮城県)	小田川が海水浴場を横切する。海岸線が存在する。背後に道路が走り、集落が分布する。新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮 (計画)	—	11.80	防食	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○(漁業・海水浴等)の利用に配慮する。	天端高T.P.+11.80mの堤防を整備する。	堤防 L=60m	・漁港施設の利用に配慮する。 ・海水浴場の利用に配慮する。 ・地元調整完了。	・維持管理において、前面に海水浴場があるため、利用者の安全確保に留意する。また、台風等の波浪の際は、臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	○	田中浜海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	砂浜海岸で、護岸が分れている。山岳部の堤防を挟み公園が整備されている。(H13完成済み)	津波・高潮 (計画)	—	—	防食	○防食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○(漁業・海水浴等)の利用に配慮する。	護岸堤、護岸を整備する。	護岸堤 1基(L=113m) 堤防 2基(L=224m)	・用刃堆積及び堆積物の除去等を行う。	・砂浜遊歩道の保全のため、日常巡視に際しては、砂浜の地形変化状況に留意する。台風等の波浪の際は、護岸堤の状況等に留意する。また、台風等の波浪の際は、臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
	○	荒砥地区海岸	農林振興局 (宮城県)	背後地は農地が主であり、家屋がある。堤防は整備済みで、松葉を植が設置してある。	津波・高潮 (計画)	—	4.00	防食	△保守点検体制の構築、防食・保全施設の維持管理。 □漁業の利用に配慮する。	施設の見直しを維持・確保する。	護岸 L=62m		・漁業者との調整に配慮する。
大島西部	○	十八崎浜海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	岬の砂浜として知られ、背後は林地でアクセス困難な遊歩道が整備されている。「日本の渚100選」に選出されている。他に「大島十八崎浜のつらつらマツ林」等の貴重な自然が残っている。	津波・高潮 (計画)	—	—	防食	△保守点検体制の構築、防食・保全施設の維持管理。	—	—		・岬の砂浜の保全のため、日常巡視に際しては、砂浜の地形変化状況に留意する。 ・日常巡視に際しては、砂浜の地形変化状況に留意する。
	○	大切互海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	砂浜海岸で背後は農地となっている。前面には護岸が分布している。	津波・高潮 (計画)	—	—	防食	○防食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○(漁業・海水浴等)の利用に配慮する。	護岸堤の整備を行う。	護岸堤 L=100m		・砂浜遊歩道の保全のため、日常巡視に際しては、砂浜の地形変化状況に留意する。
大島西部	○	龜山磯草海岸	水管理 ・国土保全局 (宮城県)	大島瀬戸に面する崖海岸で区域の崖頂、中央に家屋が分布する。斜面が整備されており、漁業に利用されている。家屋の一部は復旧しており、新たな堤防の整備が必要。	津波・高潮 (計画)	3.20 (3.20)	7.00	防食	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○防食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○施設整備に際しては、用刃堆積に配慮する。 □漁業利用に配慮する。	天端高T.P.+3.20m、+7.00mの護岸、堤防、防壁と突堤を整備する。	L=417m(T.P.+3.20m) L=164m(T.P.+7.00m) L=88m(T.P.+3.20m) 突堤 1基		・漁業利用されている海岸であるため、利用者の安全に配慮し、日常巡視や臨時点検に際しては、用刃堆積物のクレンジ、撤去に留意する。また、用刃堆積に由来する支障物や土壌汚染物質の除去等も留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

環境： ●津波対策、○防食などの海岸保全対策、
△防食が必要 △保守点検等
○一般的な配慮が必要 □一般的な配慮が必要
利用対応： ○